

「西宮市地域福祉計画中間見直し支援業務」に係る企画提案競技 質問に対する回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	様式第2号（過去の業務実績）	「様式第2号（過去の業務実績）」について、同紙末尾に「地域福祉関係の計画策定支援業務及び計画中間見直し支援業務について、過去の契約実績を記入すること。」とありますので、地域福祉計画以外の関連計画の実績も評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	名称は「地域福祉計画」に限定しませんが、社会福祉法に規定される市町村地域福祉計画に関する支援実績のみが評価の対象となります。なお、該当するか否かについては事務局でも確認を行いますので、市区町村で策定した地域福祉に関する内容の計画であれば記載をお願いします。
2	委託仕様書 4. 業務の内容 （1）必要な箇所の時点修正及び見直し支援	資料集（計画書後半部分）の作成を行うにあたり、必要な基礎データの収集は貴市にて概ね実施され、当該データの提供を受けて、受託者にてグラフ作成や文章更新等の見直し作業を行う認識でよろしいでしょうか。	市役所庁内の各課保有の情報については、事務局で各課に照会を行い、受託者にてグラフ作成および文章更新を行う形式を想定しています。 なお、国勢調査等一般的に公開されている基礎データにつきましては受託者にてデータを収集の上、グラフ作成・文章更新いただく方を想定しています。
3	委託仕様書 4. 業務の内容 （2）策定委員会等への出席②	計画担当課及び事業担当課で行う策定委員会開催に当たっての検討会とは、関係課が一堂に会して実施する庁内の会議という理解でよろしいでしょうか。	庁内関係課および西宮市社会福祉協議会による検討会を想定しています。
4	委託仕様書 4. 業務の内容 （5）その他の作成支援 ①地域課題の取りまとめ	西宮市社会福祉協議会から提出される地域課題は、いつ頃、どのような形式・内容で提出される想定かご教示ください。	詳細については、今後西宮市社会福祉協議会と調整予定ですが、素案作成に間に合うように提出をいただく想定をしております。
5	（様式第2号）「過去の業務実績」について	掲載する実績は、期間に制限なく掲載可能でしょうか。過去10年分に限る、などの規定がありましたらご教示ください。	実績に関する期間について制限はありません。

6	実施要領3(2)③「応募方法」について	企画提案書類の送付方法は、宅配便でもよろしいでしょうか。	郵送方法は宅配便でも受付させていただきます。但し、実施要領にも記載の通り令和7年1月31日必着となりますので、ご注意ください。
7	仕様書4(2)「策定委員会等への出席」②について	検討会の開催回数は策定委員会と同回数(4回)の見込みでよいでしょうか。	同回数を想定していますが、協議状況により回数が増減する可能性があります。
8	仕様書4(5)③「ワークショップの出席及び取りまとめ」について	ワークショップの開催回数、及び参加人数の見込みがございましたらご教示ください。また、運営支援の具体的な内容は、提案によりますでしょうか。	ワークショップの実施方法や内容、規模(参加者数、開催回数)等について、その経費も含めてご提案ください。ワークショップの実施にあたって必要なファシリテーター、参加者への案内や会場確保、備品準備につきましては、受託事業者様と協議の上、対応可能な範囲で本市において対応いたします。